

知財法務の勘所Q & A（第42回）

プログラムの実行と著作権侵害について

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

弁護士 後 藤 大 智

弁護士 後 藤 柁 哉

弁護士 西 村 順一郎

監修：弁護士 清 水 亘

Q1 第三者が著作権を有するプログラムを実行する行為は、著作権侵害との関係で、これまでどのように考えられてきたでしょうか？

A1 第三者が著作権を有するプログラムを実行する行為については、文化庁の著作権審議会が発表した報告書等において、プログラムの実行に伴う内部記憶装置（RAM）へのオブジェクトコードの蓄積は瞬時的・過渡的なものであり、著作権（特に支分権としての複製権）侵害には当たらない旨の見解が示されて以降、著作権侵害を否定する見解が支配的です。

1. 「プログラムの著作物」とは？

「プログラム」は、「プログラムの著作物」として著作権法による保護の対象となり得ます¹（著作権法10条9号。なお、本稿で引用している条文は、すべて著作権法の条文です。）。ここで、「プログラム」とは、著作権法上、「電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したもの」をいいます（法2条1項10号の2）。電子計算機とは、つまりコンピュータです。

例えば、PythonやJavascriptのようなプログラミング言語²を用いてコンピュータ（電子計算機）への指令を書いたソースコードは、著作権法上の「プログラム」に該当します。また、ソースコードをコンピュータで実行できるように、バイナリ形式（0と1の並びで表現される形式）に変換（コンパイル）したオブジェクトコードも、「プログラム」に該当するとされています。

2. プログラムの実行と著作権侵害の有無

(1) プログラムの実行の仕組み

一般に、コンピュータの内部には、RAM（Random Access Memory）とROM（Read Only

1 プログラムが著作物として著作権法で保護されるためには、他の著作物と同様に、著作物の一般的要件を満たす必要があります。プログラムについて特に問題となる要件は、どの程度の創作性が必要かという点ですが、一般には、作者の何らかの個性が現れていれば足りる、と解されています。中山信弘『著作権法（第3版）』（有斐閣、2020年）136頁参照

2 プログラム言語そのものには著作権法による保護が及びません（法10条3項）。